

情報保全の在り方に関する有識者会議（第1回）議事要旨

1 日時

平成21年7月22日（水）午前10時30分から午前11時45分までの間

2 場所

総理大臣官邸3階南会議室

3 出席者

（委員）

寺島 実郎	多摩大学	学長
永野 秀雄	法政大学	教授
西 修	駒澤大学	教授 【座長】
前田 雅英	首都大学東京大学院	教授

（政府側）

漆 間 巖	内閣官房副長官（事務）
伊藤 哲朗	内閣危機管理監
林 景一	内閣官房副長官補
柳澤 協二	内閣官房副長官補
三谷 秀史	内閣情報官

4 議事概要

（1）内閣官房副長官（事務）あいさつ

- ・ 秘密保全法制の在り方に関する検討チームでは、昨年4月に設置されて以降、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を重ねてきたところである。
- ・ 皆様におかれては、今後我が国に真にふさわしい法制を構築するに当たっての針路を示すにふさわしいものとなるよう、各界の有識者として、忌憚のない御意見をいただきたい。

（2）会議の運営

会議の運営について、以下のとおり決定された。

- ・ 会議は、非公開とする。
- ・ 会議の議事要旨は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で、速やかに公開する。
- ・ 会議における配布資料は、原則として、会議終了後、速やかに公開する。
- ・ 会議の内容については、会議終了後、事務局が記者ブリーフを実施する。

（3）座長の指名

秘密保全法制の在り方に関する検討チーム議長の内閣官房副長官（事務）により、駒澤大学教授の西修委員が座長に指名された。

（４）事務局説明

事務局から、これまで検討チームで検討してきた「秘密保全法制の在り方に関する基本的な考え方について（案）」の内容等について説明があった。

（５）意見交換

外国情報機関等による情報収集活動の実態について、構造的な原因、反省点を説明してほしい。事故が発生するとの前提で、何が本質的な問題なのかを考えないと、問題の解決にならない。過去に発生した事案を分類・分析したものがあれば、今後の議論が深まる。

我が国の行政官に対する情報管理教育はどうなっているのか。改善すべき点はないのか。

外交機密の保全は大変重要。外交機密と情報公開との関係は、現状ではどのようなルールになっているのか。そこに問題はないのか。

情報セキュリティについて、政府全体としての方向性や基準を考えていくことが重要。

検討チームの考え方の案には、大きく３つの柱があると理解した。１番目は、セキュリティクリアランス制度を政府全体に適用していくこと。２番目は、それを行政機関の中でどのように具体的に執行していくのかということ。３番目は、罰則の強化である。セキュリティクリアランスとは、このような人は秘密を漏らすであろうという予測可能性に立脚した制度であり、米国やロシアなど多くの国で行われている。ただし、プライバシーや人権問題にかかわる面もあるので、微妙な舵取りが必要である。米国でも試行錯誤を重ねながら制度化されてきた。我が国でも、うまく制度を作り、実施することが望ましい。

米国では、議員に守秘義務を課すなどの情報保全対策を制度化した上で、議会で秘密情報を出している。将来的には、我が国でもそのような制度が実現することが望まれる。

（秘密漏えい事件等の）刑事司法手続について、米国では非公開審理等を行っている。それがよいかどうか分からないが、一般の司法手続では訴追は困難ではないのか。将来的になるべく早く検討されることが望まれる。

政府から事業の委託を受けた民間人に対してもセキュリティクリアランスを行う必要があるが、民間人については、救済手続等に関し、公務員と異なる

る扱いをする必要がある。

情報や秘密を制限することにアレルギーがあった時代から、情報に対する感覚は大きく変わってきている。情報を国民から見えないところに置くのはとんでもないと言われていたのが、「国民の利益のために重要な情報を保全する」ということも理解されるようになってきている。

対象とする秘密の範囲を余り広げると、法制の整備そのものがつぶれてしまう。一步前に進むことが大事であり、立法事実としてこんなに困っているからこれが必要だということと、外国と情報共有するためにはここまで必要だということとをうまく組み合わせ、本当に我が国の秘密の保護に最低限必要で有効な制度とし、小さくまとめることが国のためではないか。

罰則について、英米型の枠組みを安易に採用すると、現行の我が国の構成要件との整合性の問題が生ずる。

ネットをどう守るのか。ネット社会に向けての議論にウェイトを置いていかないと、現実から離れていく。

知る権利との関係や思想・良心の自由、司法手続等の問題も出てくるかと思われるが、クリアできるだろう。最初に憲法論から始めると、入り口から奥へ議論が進まないのが、個別の論点において憲法問題が出てきてから、そこでクリアしていくのが現実的だと思う。

安全保障においては、情報は重要な要素であり、したがって、情報を保全することについても、安全保障上重要な要素である。

クラウドコンピューティングが進んだり、情報（データ）の拠点が海外に流れている中で、いかにして情報セキュリティ対策を有効に行うのかというのは、相当難しい問題である。

対象を行政に絞ることは現実的だが、柔軟に考えなければならない。行政の部分で厳しい情報管理をしても、その周辺の専門家、コンサルタント等に情報が拡散していくので、そこまで対応しなければいけない。

立法府と司法府における秘密の保全の在り方について政府で議論するのは限界があるが、考えないといけないのではないか。